

入札説明書

業務用パーソナルコンピュータの物品調達に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和4年8月22日
- 2 契約担当者 西栗倉村 村長 青木 秀樹
- 3 担当部局 西栗倉村役場総務企画課
〒707-0503
岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地1
電話 0868-79-2111
- 4 入札に付する事項
 - (1) 物品名 業務用パーソナルコンピュータ
 - (2) 納入場所 西栗倉村役場本庁舎、西栗倉村診療所、
西栗倉幼稚園、西栗倉小学校及び西栗倉中学校
 - (3) 調達物品 パーソナルコンピュータ本体（ノート） 17台
納入期限 令和4年11月30日
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (3) 西栗倉村暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団または第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
 - (4) この入札の公告日から開札日までの期間において、西栗倉村から指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
 - (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5

- 4号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 西栗倉村の令和3年度・令和4年度の「物品」の入札参加資格を有する者であること。
 - (8) 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。以下、同じ）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下、同じ）の関係にある場合。
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書に一般競争資格確認資料（以下、「資格確認資料」という）を添付して次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限 令和4年9月2日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は3 担当部署に示す場所に郵送又は持参すること。

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料として5 (7) に示す条件を確認するため、別に定める「業務用パーソナルコンピュータの調達仕様書」の要件を満たしていることがわかる納入予定物品の仕様を記載した書面を作成し、提出すること。なお、本書面は任意様式とする。

(4) その他

A) 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は申請者の負担とする。

B) 提出書類については1部提出すること。

C) 留意事項

(i) 提出された書類は返却しないものとする。

(ii) 提出された資料は本入札に関わる事務以外に本村において無断で使用することはない。

(iii) 虚偽の記載をした者は、本入札への参加を認めないとともに村の指名停止の措置を行うことがある。

(5) 確認申請書は様式1により作成すること。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本村に対して入札参加資格がないと認められた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）を経過する日までに持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は書面を受理した日から起算して2日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 仕様書に対する質問回答

(1) 質問については指定の様式で電子メールにより令和4年8月30日（火）午後5時までに西栗倉村役場総務企画課へ提出すること。

Email アドレス bunsyo@vill.nishiawakura.lg.jp

(2) 回答については令和4年9月1日（木）までに西栗倉村ホームページに掲載する。

8 入札の手続き等

(1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 令和4年9月16日(金)午後5時(必着)

イ 提出先 〒707-0503

岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地1

西栗倉村役場総務企画課

(2) 入札の方法

ア 入札書及び物品内訳書は郵送により提出すること。(持参は不可)

イ 郵便の種類は簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には「業務用パーソナルコンピュータ 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び物品内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総額の金額を記載すること。なお、ここでいう総額とは、調達仕様書に定める期間のリース料の税抜合計額をさす。

(4) 物品内訳書の作成及び提出

ア 入札書の提出に併せ、公告時の資料を利用して物品内訳書を作成し提出すること。

イ 入札書に記載する金額は物品内訳書の合計金額に対応するようにすること。

ウ 物品内訳書内訳書には月額リース料(税抜)を記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札

オ 本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な物品内訳書を提出しない者の行った入札

キ 資格審査申請時に提出した応札物品内訳書(認められたものに限る)に記載した仕様以外の仕様の物品で行った入札

ク 本村により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、確認の後、

指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

(6) 契約書の作成

要する。

(7) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

免除する。

11 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において行う。

ア 開札日時 令和4年9月20日(火) 午前9時00分

イ 開札場所 西栗倉村役場 相談室1

12 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で、最低の価格により入札した者を落札者とする。

13 契約書の作成

落札者は本入札にかかる契約書を落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

14 その他

- (1) 入札参加者は別添の契約書案を熟読し、本説明書を遵守すること。
- (2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、西栗倉村の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。